

四天王寺国際仏教大学紀要 第43号（2006年12月）

「養護実習指導」における「保健教育」の取り組みについての考察 —中学校授業見学を取り入れた「保健教育」の学習効果について—

楠 本 久美子

(平成18年8月27日受理 最終原稿平成18年9月25日受理)

本学では保健科の2セメスター時に、「養護実習指導」の一環として、希望者に「教科教育法」の受講、または「同補講」と中学校保健授業及び小学校保健(集団)指導とを見学させ、「保健学習」と「保健指導」とを共に担当できる実力を養うよう指導している。本報告では「教科教育法」または「同補講」を受講し且つ授業見学をしている者と、そうでない学生の養護実習に対する勤務状況や意欲の程度及び実習指導教員の評価から5年間に亘ってその教育効果を検討した。その結果、次のことが明らかになった。①「保健科教育法」または「同補講」の受講生は「学習指導案または保健(保健)指導案の作成」とそれらの「指導案の書き直し」が少なかったこと、および「授業準備に要した時間が少なかった」「指導教員からなんども注意されたことがない」ことが未受講生よりも5%優位水準で有意に高かく、②同じく受講生は「教員の学習意欲の強さを知った」「もっと勉強しなければならない」と実感したことが未受講生よりも5%優位水準で有意に高く、③中学校または小学校の授業見学に参加した学生は不参加の学生よりも優・良の評価が5%優位水準で有意に高く、④実習校の指導教員から「積極的に授業に取り組んでいた」「充分な学力を持っていました」あるいは「養護教諭としての資質がある」と評価を受けた学生は未受講生よりも0.5%優位水準で有意に高かった。以上のことから、「保健科教育法」と「同補講」における学習効果があったと考えられる。

キーワード：養護実習、保健科教育法、保健学習、保健指導、評価

I. はじめに

養護実習は養護教諭養成教育にとって、重要な実地体験学習である。養護実習指導においては、養護教諭の職務中で重要な救急処置や保健指導、健康診断関係が主な教育内容である。しかし、教育職員免許法付則第18項に「養護教諭の免許状を有する者で養護教諭として勤務している者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係わる事項の教授を担任する教諭又は講師となることができる」とあるので、最近では保健(集団)指導の担当はもとより、保健学習の担当をも実地体験させる実習校が増えてきている。

そこで、本学では中学校免許状(保健)取得の必修科目である「保健科教育法」について、中学校免許状(保健)を取得せずに養護教諭のみを目指す学生にも受講させ、養護教諭が行う保健学習の方法と技術を習得させている。また、補講の「保健教育」では、模擬授業あるいは

楠 本 久美子

模擬保健指導を行い、保健教育の基本を学習させている。

今までに養護実習指導のあり方についての分析や評価は、カリキュラム^{1, 2)}から、あるいは実習内容³⁻⁵⁾から、また養護実習記録^{6, 7)}から種々検討され、従来の養護実習指導の教育効果と有効性は十分証明されていると考えられる。

本研究は、養護教諭の保健学習参画⁸⁻¹²⁾が近年、教育現場での校長の賛同¹³⁾を得て現実となってきていることに注目し、養護実習の事前指導としての「保健科教育法」又は「同補講」の受講と中学校保健授業および小学校保健（集団）指導の見学による養護実習への影響と効果について、実習指導者の評価及び学生のアンケート結果から分析した。

II. 研究方法と対象者

1. 「保健科教育法」の授業では中学校学習指導要領を参考にして、教育内容、教材、学習指導案作成、授業方法を解説し模擬授業を行わせた。模擬授業は知識伝達型授業にならないよう、11月のA中学校教育研究会の授業の見学と研究協議会に参加させた。授業の見学は保健と保健以外の研究授業をそれぞれ1時間、見学させた。

中学校の教育研究会では授業の論評等を聴講し、生徒がわかる授業、楽しく、ために成る授業とはどんな授業なのかを考える機会とさせた。

保健学習と保健指導との違いを理解させるために、翌年1月のB小学校保健（集団）指導の授業見学にも1時間、見学させた。また、養護実習指導においても、保健指導案作成と模擬指導を行うことによって理解を促した。

養護実習指導と平行して、卒業単位に加算されない「補講・保健教育」を希望者に受講させ、模擬授業あるいは模擬保健指導について学習させた。

2. 指導者に対する調査は、養護実習中に学生が担当した保健授業もしくは保健（集団）指導について、教材研究や指導案作成の取り組みの姿勢および、短期大学での事前学習の効果がみられたか等を記述式で回答を依頼した。

調査対象者は、平成13年度入学生から17年度入学生的実習生を指導した養護教諭であり、該当者数は127人（回答率29.3%）である。

3. 学生に対する調査は、養護実習終了後、本学に復帰した初日に自記式調査を行った。毎年の養護実習を受ける学生は約90人前後であるが、そのうち保健授業又は保健指導を担当した学生のみを対象とした。該当者数は13年度入学生が15名、14年度入学生が12名、15年度入学生が25名、16年度入学生は29名、17年度は46名の合計127名である。

調査内容は養護実習中に担当した保健授業または保健（集団）のときに、事前に短期大学で受講した「保健科教育法」または「同補講」が効果的に活かせたか、また授業をして気づいたことがら等である。

III. 結果

1. 「保健授業」「保健（集団）指導」担当と「保健科教育法」「同補講」受講の状況について

「養護実習指導」における「保健教育」の取り組みについての考察

表1の「保健授業実施学生」は、教科の「保健」を養護実習校で授業として担当した学生の人数である。「保健（集団）指導担当」は指導時間が小学校の場合は10分間または45分間、中学校の場合は10分間または30分間か50分間で、1クラスまたは全学年対象の保健指導を担当した学生の人数である。「どちらも未実施」は「保健授業」も「保健（集団）指導」も担当しなかった学生の人数である。「受講生」は「保健科教育法」または「補講保健教育」を受講した学生であり、「未受講生」とはどちらの教科とも受講していない学生である。

表1から、毎年の「保健科教育法」または「同補講」の受講生総数は16年度入学生までは20～30人台で少なかったが、17年度入学生からは半数の学生が受講していた。

「保健授業」を担当した13～16年度入学生までの「受講生」は合計で20人であり、「未受講生」は1人で非常に少なかったが、17年度入学生からは受講生が10人、未受講生もほぼ同数の9人になった。実習校では、学生の「保健授業」と「保健（集団）指導」を「保健科教育法」「同補講」の受講、未受講に関係なく担当させていた。しかし、「保健（集団）指導」は17年度入学生から「保健科教育法」または「同補講」の受講生が25人と多くなった。

「保健授業」あるいは「保健（集団）指導」のどちらも担当しなかった学生数は、13,14年度入学生までは「受講生」（15人、13人）と「未受講生」（62人、63人）とを合わせて約80%と多かったが、17年度入学生（15人、32人）からは半数に減少した。

2. 「保健授業」「保健（集団）指導」担当と取得予定の免許状の種類

表2のように、授業を担当する学生は非常に少ない。「保健授業」を担当した学生は13,14年度入学生の場合、中学校教員免許状取得予定者に限られていた。16年度入学生からは養護教諭免許状のみの取得予定者の7名が、中学校教員免許状取得予定者の2名を上回った。17年度入学生は、16年度入学生の担当者総数9名から19名と2倍に増加した。

3. 保健授業担当と実習校の校種別

表3のように、実習校の校種別に授業を担当した学生数を見ると、13,14年度入学生までは担当学生が少なかったが、その後次第に増加し、17年度入学生では中学校担当数よりも小学校担当数が増え、しかも、16年度入学生の小学校担当者より2倍以上に増えた。

4. 保健授業または保健（集団）指導担当と事前学習の効果について

保健授業または保健（集団）指導を担当した学生は、事前に「養護実習指導」「保健科教育法」「同補講」など保健教育に必要な授業を受けているが、それらの受講による効果を表4～8に示した。「受講生」とは「保健科教育法」「同補講」の受講生であり、「未受講生」とはそれらの授業を受けていない学生である。

表4のように、「学習指導案や保健指導案作成に効果あり」と回答した「保健科教育法」または「同補講」の受講生は81名で、実習生総数の127名の約62%を占めていた。未受講生は「効果あり」の回答がなかった。受講生の「学習指導案または保健（保健）指導案の作成」に効果があったとする回答は、未受講生と比較して、0.5%優位水準で有意に高かった ($\chi^2=19.544$, d.f.=1, P<0.005)。

楠 本 久美子

表5は実習中の「教材研究」について、「保健科教育法」または「同補講」を受講した効果を示している。「保健科教育法」または「保健教育」の受講生の80名が効果ありと回答し、未受講者は「養護実習指導」の授業中の教材研究に効果ありとする32名の回答があったが、受講生と未受講生との間には有意な差は認められなかった。

表6は「指導案作成」中、何回も訂正した学生もいれば、さほど、書き直しが少なくて済んだ学生もいたことを示している。「指導案の書き直しが少なかった」学生は、「保健科教育法」または「同補講」の受講生では79名であり、未受講生の「少なかった」とする15名よりも0.5%優位水準で有意に多かった ($\chi^2 = 11.600$, d.f.=1, P<0.005)。

表7において、「授業準備に要した時間」は、8時間未満を少ないとし、8時間以上を多いとした。受講生は「授業準備に要した時間」が「少なかった」と回答した学生は65名で、未受講生の17名よりも5%優位水準で有意に高かった ($\chi^2 = 6.106$, d.f.=1, P<0.05)。

表8のように「指導教員からなんども注意された」受講生は1名で、未受講生は8名で、両者とも少なかった。「指導教員からなんども注意された」ことのない受講生は88名で未受講生の30名よりも0.5%優位水準で有意に多かった ($\chi^2 = 8.698$, d.f.=1, P<0.005)。

5. 保健授業または保健（集団）指導担当とA中学校の授業及びB小学校の保健指導における見学効果について

A中学校の授業見学とB小学校の保健指導見学は希望者のみに実施した。見学後の感想は授業の難しさを実感したというレポート内容が圧倒的に多かったが、表9, 10のように、保健授業または保健（集団）指導の担当時の実習校指導教員の評価は、A中学校の授業またはB小学校の保健指導の見学参加者が、見学不参加生よりも優良生が多くいた。

表9のように、保健授業担当生に対する実習校指導教員の評価は授業見学参加生に優良生が29名で、見学不参加生には優良生がないかった。両者を比較して、見学参加生の方が不参加生よりも評価が0.5%優位水準で意差に高かった ($\chi^2 = 8.628$, d.f.=1, P<0.005)。

表10のように、保健（集団）指導担当生に対する実習校指導教員の評価はB小学校の保健指導見学実習生の優良生が45名で不参加生の12名よりも0.1%優位水準で有意に高かった ($\chi^2 = 7.266$, d.f.=1, P<0.01)。

6. 保健授業または保健（集団）指導学生の感想と「保健科教育法」または「補講」の受講歴について

表11は、保健室に勤務しながら、保健授業または保健（集団）指導を担当することの「多忙さを知った」学生は受講生が77名であり、未受講生は29名であったが、受講生と未受講生との間には有意差は認められなかった。

実習中に教員の働きぶりやが研修振りを見て、「教員の学習意欲の強さを知った」学生は未受講生が33名であったが、受講生が88名で未受講生よりも多く、0.5%優位水準で有意に差が認められた ($\chi^2 = (a) = 4.972$, d.f.=1, P<0.05)。

実習中の保健授業または保健（集団）指導を成功させるためにも「教育者としての責任感を持てた」学生とそうでない学生とでは差が現れると考えられるが、「教育者としての

「養護実習指導」における「保健教育」の取り組みについての考察

責任感を持てた」受講生は75名、未受講生は26名であり、受講生と未受講生との間には有意差が認められなかった。

「もっと勉強しなければならない」という思いは「保健科教育法」または「同補講」の受講生が87名であり、未受講生の20名よりもはるかに多かった。これにより両者間には0.5%優位水準で有意に差があった ($\chi^2 = (b) = 12.292$, d.f.=1, P<0.005)。

8. 実習校指導者の評価と「保健科教育法」または「同補講」の受講歴

表12のように、指導者の肯定的な評価は「積極的に授業に取り組んでいた」「わかる授業だった」「充分な学力を持っていた」「養護教諭としての資質がある」であるが、「積極的に授業に取り組んでいた」という評価は「保健科教育法」または「同補講」の受講生が89名で、未受講者の22名よりも0.5%優位水準で有意に多かった ($\chi^2 = (a) = 12.488$, d.f.=1, P<0.005)。

「わかる授業だった」と評価された学生は「保健科教育法」または「同補講」の受講生で55名であり、未受講生20名の間には有意差は認められなかった。

「充分な学力を持っていた」と評価された受講生は89名であり、未受講生は21名と少なかった。両者間には0.5%優位水準で有意な差が認められた ($\chi^2 = (b) = 9.526$, d.f.=1, P<0.005)。

「養護教諭としての資質がある」¹⁴⁾という評価を受けた学生は受講生に89名がいて、未受講生には22名がいた。未受講生と比較して受講生には「養護教諭としての資質がある」学生が多いことが、0.5%優位水準で有意に認められた ($\chi^2 = (c) = 13.086$, d.f.=1, P<0.005)。

IV. 考察

教育職員免許法付則の一部が改正（1998年）され、養護教諭が教諭兼務制度によって、保健學習を担当する場合があるが、養護教諭にとって、「保健學習」の担当は本来の職務ではない¹⁵⁾とされている。

しかし、養護教諭が学校保健の専門家として、学校健康教育の推進に果たす役割は大きく、学校健康教育の柱である「保健學習」の位置づけや内容に理解と関心を持って、養護教諭の職務と保健指導との関連を図った学校健康教育を推進する必要がある¹⁶⁾。その観点から本学の教育方針として、養護教諭は保健學習と保健指導とを担当できる能力を養うべきだと考え、「教科教育法」を中学校教員免許状取得予定者だけでなく、将来、養護教諭を目指す学生にも履修を勧めている。養護教諭を目指す学生は何事にも積極的である。「教科教育法」を履修できない場合は補講の「保健教育」を受講するという熱心さがあった。今回はこの「教科教育法」または「同補講」を受講した学生の養護実習での勤務状況や評価を調査して、その教育効果を検討した。

本学学生の実習校は学生の出身校であるが、養護実習の場合は小学校または中学校のどちらかを自由に選択させている。中学校教員免許状取得予定者の養護実習先は小学校を勧めている。先に、小学校で「保健（集団）指導」を実地体験し、その後に中学校での教育実習で「保健授

楠 本 久美子

業」を体験する方が、理解し対応しやすいと考えるからである。しかし、表2のように学生は取得予定免許状の種類に関係なく「保健学習」を担当しているのが現状であった。教育職員免許法によると、養護教諭養成課程は「教育の方法と技術」が必修科目になっているが、「教科教育法」は必修科目に指定されていない。短期大学では2年間という短い教育期間であるため、中学校教員免許状を取得したくとも取得できない学生が多いのが現状である。養護教諭免許状のみで、「保健学習」を担当する場合、「教科教育法」を履修しておくことが望ましい¹⁷⁾ので、養護実習では「保健学習」があると想定した教育課程を早急に整備する必要があると考える。例えば、「保健科教育法」を履修しやすいように複数開講とし、且つ、少人数制が望ましいと考える。

「保健学習」担当は中学校よりも小学校の方が徐々に増えているが、これは教育現場でその必要性が一層増してきているためと思われる。

養護実習に参加する学生は、表1にあるように90人を越すのが普通である。しかし、「保健科教育法」を90人全員に指導するのは困難である。「保健科教育法」と「同補講」を受講していない学生も「養護実習指導」の授業において指導案作成をしたが、「学習指導案や保健指導案作成に効果あり」としなかった。それは、「養護実習指導の授業中に行う保健指導案作成が5人のグループで作成するために作成の主な担当者に当たらなければ、実際の作成方法などが理解されないためと推測する。

「指導案の書き直しが少なかった」と「授業準備に要した時間少なかった」とする回答は未受講生よりも受講生の方が多く、両者間に有意差が認められたことは「保健科教育法」と「同補講」の受講の成果と考える。15年度入学生以降から、受講生と未受講生共に実習校で「保健授業」または「保健（集団）指導」を担当する学生が増えている。養護教諭免許状取得を単なる資格の一つとして安易に考える学生を少なくするためにも、進路指導の時期を早めて養護実習に参加する学生の線引きが必要になると考える。このことが、養護教諭を目指す学生の学力と意欲を早くから見極め、進路決定を早めることが、学生にとっても実習校にとっても好ましい。

A中学校の「授業見学」とB小学校の「保健指導見学」は1年時であるため、見学後の感想が教育者としての観点がなく、事前学習としてのこれらの「見学」効果については不明であった。しかし、表9, 10のように、見学実習生に対する実習校指導教員の評価が不参加生よりも優良とする率が有意に高かった。このことから、今後も「授業見学」は効果あると判断して、事前の解説時間を設定するなど充実させて継続する予定である。

表11の「教育者としての責任感を持てた」「もっと勉強しなければならない」という回答は、これから教育者を目指す学生には絶対に必要な決心である。特に「もっと勉強しなければならない」と感じたのは「保健科教育法」「同補講」受講生が未受講生よりも有意に多く認められた。養護実習で児童生徒に教育することが実習生をさらに学習意欲を高めるきっかけになっているものと思われる。

「保健科教育法」「保健教育」の受講生は未受講生よりも優位に「積極的に授業に」取り組ん

「養護実習指導」における「保健教育」の取り組みについての考察

でいた。さらに受講生は、「養護教諭としての資質がある」と評価された者が多いことは本学での教育効果があったと考えられる。

保健教師として成功するには、常に勉強を続け、最新の情報や教育技術に精通すること^{18,19)}である。今後、養護教諭兼保健教師という立場の教員を養成することを基本とし、学生が理解しやすいように工夫しながら、職務としての「救急処置」の講義と実習を行ない、兼務としての「保健教育」を個人指導が可能な少人数で行える体制になるよう努力したい。

V. 結語

本学では養護実習の事前指導の一環として、「保健科教育法」と補講の「保健教育」を保健学習の基本として習得させているが、実習校で「保健（集団）指導」または「保健学習」を担当した学生の平成13, 14, 15, 16, 17年度入学生127名と、それらを指導した教員127名にアンケートを依頼し、結果を分析した。

16年度入学生からは教育現場における養護教諭の兼務が広く認識され、取得予定の教員免許状の種類に関係なく、多くの学生が「保健授業」を担当した。「保健科教育法」または「保健教育」の受講生は、未受講生よりも「もっと勉強しなければと思う」「積極的に授業に取り組む」「充分な学力を持っている」あるいは「養護教諭としての資質がある」と養護実習校で評価され、実習前に行う「保健科教育法」または補講の「保健教育」の教育効果があったと判断できた。

謝辞

本研究にご協力いただいた実習校の養護教諭の先生方に心から感謝いたします。

参考文献

- 1) 砂村京子、吉原久仁子、大谷尚子：カリキュラムにおける養護実習の位置づけに関する研究 学生の目標達成への事故評価をもとに、日本養護教諭教育学会誌、3 (1) :107-113,200
- 2) 田代佳子、高橋香代、石原昌江ほか：養護実習のあり方に関する研究－カリキュラム改革と学生自己評価－、日本養護教諭教育学会第9回抄録集：46-47, 2001
- 3) 竹田由美子、千代田絹枝、佐藤高子ほか：養護実習内容の検討、学校保健研究、29 (Suppl) : 278, 1987
- 4) 竹田由美子、千代田絹枝、佐藤高子ほか：養護実習内容の検討（第2報）校種別養護実習の現状と問題点－学校保健研究、31 (Suppl.) : 166,1989
- 5) 竹田由美子、畠中高子：養護実習内容の検討（2）－学生の指導案より－、学校保健研究、40 (Suppl) : 310-311, 1998
- 6) 堀内久美子：養護教諭の活動研究の一視点（第2報）養護実習記録から見た応用能力への着眼、学校保健研究、22 (Suppl) : 89,1980

楠 本 久美子

- 7) 堀内久美子、森千鶴、大西文子ほか：養護実習における保健室と学級での活動－実習記録を中心に、第40回日本学校保健学会講演集：275、1993
- 8) 内海和雄：養護教諭の保健教育の担当について～その理論の一試論～、健康教室、30（2）：26－31, 1979
- 9) 内山源：養護教諭と保健学習、健康教室、30（3）：11-15,1979
- 10) 日本学校保健学会共同研究（保健教育B班）：小学校における保健学習・指導の調査研究（第4報、第5報）、学校保健研究、28（12）：554-568, 1986
- 11) 森昭三：養護教諭のしごと、90-98、ぎょうせい、東京、1981
- 12) 小倉学：<改定> 養護教諭～その専門性と機能～、130-210、東山書房、1981
- 13) 門田新一郎：小学校における養護教諭の教科「保健」担当に関する調査研究－養護教諭と学校長を対象として－、学校保健研究、45（4）：318-330, 2000
- 14) 石原昌江：養護教諭のライフステージと養成教育、日本教育大学協会全国養護教諭部門研究委員会、20-22, 2000
- 15) 養護教諭研修事業推進委員会：養護教諭の特質を生かした保健学習・保健指導の基本と実際、日本学校保健会 2001
- 16) 門田新一郎：中学校における養護教諭の教科「保健」担当に関する調査研究－養護教諭と学校長を対象として－、学校保健研究、46:194-207, 2004
- 17) 松嶋紀子：免許法改正に伴う各大学の教育課程の変革、日本教育大学協会全国養護教諭部門研究委員会、11-14, 2003
- 18) 山名康子、中園伸二、岡田潔、松岡弘：養護教諭の職務と養成に関する調査研究、学校保健、44（6）181-190, 2002
- 19) L. B Ransdell, et. Al., Teaching at the Secondary Level : Wisdom from Veteran Health Education, J.School Health, 74 (6) 207-212, 2004

「養護実習指導」における「保健教育」の取り組みについての考察

表1 養護実習で保健授業あるいは保健(集団)指導を実施した
 学生の「保健科教育法」「同補講」受講状況 (数字は人数)

年度	保健授業実施学生		保健(集団)指導実施学生		どちらも未実施		合計
	受講生	未受講生	受講生	未受講生	受講生	未受講生	
13	3	0	9	3	15	62	92
14	2	0	7	3	13	63	88
15	6	1	6	12	19	33	77
16	9	0	12	8	2	51	82
17	10	9	25	2	15	32	93
合計	30	10	59	28	64	241	432

表2 養護実習で保健授業または保健(集団)指導を実施した
 学生の取得予定免許状の種類 (数字は人数)

入学年度	保健授業実施学生		保健(集団)指導実施学生		調査数
	中学校教員	養護教諭のみ	中学校教員	養護教諭のみ	
13	3	0	7	8	n=15
14	2	0	4	8	n=12
15	3	4	3	18	n=25
16	2	7	3	17	n=29
17	7	12	4	23	n=46
合計	17	23	21	74	n=127

表3 養護実習で保健授業または保健(集団)指導をした校種 (数字は人数)

入学年度	保健授業と校種		保健(集団)指導と校種		調査数
	中学校	小学校	中学校	小学校	
13	3	0	5	10	n=15
14	2	0	4	8	n=12
15	7	0	7	14	n=25
16	4	5	5	15	n=29
17	7	12	5	22	n=46
合計	23	17	26	69	n=127

楠 本 久美子

表4 学習指導案又は保健指導案作成と「保健科教育法」「同補講」受講歴との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	学習指導案又は保健指導案作成		
	効果あり	効果なし	合計
受 講 生	81	8	89
未受講生	0	38	38
合計	81	46	127

$\chi^2 = 19.544$ d.f.=1, P<0.005

表5 教材研究と「保健科教育法」「同補講」受講歴との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	教 材 研 究		
	効果あり	効果なし	合計
受 講 生	80	9	89
未受講生	32	6	38
合計	112	15	127

表6 指導案の書き直しと「保健科教育法」「同補講」受講歴との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	指導案の書き直しが少なかった		
	少なかった	多かった	合計
受 講 生	79	10	89
未受講生	15	23	38
合計	94	33	127

$\chi^2 = 11.600$, d.f.=1, P<0.005

表7 実習校の授業準備に要した時間と「保健科教育法」「同補講」受講歴との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	授業準備に要した時間		
	多かった	少なかった	合計
受 講 生	24	65	89
未受講生	21	17	38
合計	35	92	127

$\chi^2 = 6.106$, d.f.=1, P<0.025

「養護実習指導」における「保健教育」の取り組みについての考察

表8 実習校の指導教員からの注意と「保健科教育法」「同補講」受講歴との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	指導教員からなんども注意された		
	有り	なし	合計
受 講 生	1	88	89
未受講生	8	30	38
合計	9	118	127

$\chi^2 = 8.698$ d.f.=1, P<0.005

表9 実習校での保健授業の評価と実習前のA中学校見学との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	指導教員による評価		
	優～良	可以下	合計
受 講 生	29	5	34
未受講生	0	6	6
合計	29	11	40

$\chi^2 = 8.628$, d.f.=1, P<0.005

表10 実習校での保健（集団）指導の評価と実習前のB小学校見学との関係
 (数字は人数)

保健科教育法 又は同補講	指導教員による評価		
	優～良	可以下	合計
受 講 生	45	12	57
未受講生	12	18	30
合計	57	30	87

$\chi^2 = 7.266$ d.f.=1, P<0.01

楠 本 久美子

表11 「保健授業」または「保健(集団)指導」実施学生の感想と「保健科教育法」「同補講」受講歴

(数字は人数)

実施学生の感想	保健科教育法・同補講受講		合計
	有り	なし	
養護教諭の多忙さを知った	はい	77	106
	いいえ	22	31
教員の学習意欲の強さを知った (a)	はい	88	121
	いいえ	1	6
教育者としての責任感を持てた	はい	75	101
	いいえ	14	26
もっと勉強しなければと思った (b)	はい	87	107
	いいえ	2	20

χ^2 (a) = 4.972, d.f.=1, P<0.025

χ^2 (b) = 12.292, d.f.=1, P<0.005

表12 実習校指導教員の評価と「保健科教育法」「同補講」受講歴との関係

(数字は人数)

実習校指導教員の評価	保健科教育法・同補講受講		合計
	有り	なし	
積極的に授業に取り組んでいた (a)	はい	89	111
	いいえ	0	16
わかる授業だった	はい	55	75
	いいえ	34	52
充分な学力を持っていた (b)	はい	89	110
	いいえ	0	17
養護教諭としての資質がある (c)	はい	89	111
	いいえ	0	16

χ^2 (a)=12.488, χ^2 (b) = 9.526, χ^2 (c) = 13.086, d.f.=1, 各々P<0.005